

附属図書館資料撮影等利用要項の一部改正について

改正理由：消費税率の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正		現 行																					
<p>〔省略〕</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 利用料の額は、別表1及び別表2の定めるところによる。ただし、復刻出版等、館長がこれによりがたいと認めるときは、当該利用の性質等を勘案して利用料の額を別に定めることができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表1</p> <p style="text-align: center;">写真撮影等に係る利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 写真撮影</td> <td>(1) 単片フィルム 1点につき <u>4,400円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) マイクロフィルム 1点(件)につき 50コマまで <u>4,400円</u> 50コマを越える場合は 50コマごとに <u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2. テレビカメラ、ビデオカメラによる撮影等 1点につき <u>5,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(消費税額を含む。)</p> <p>備考 単片フィルムによる写真撮影の場合は、資料等1点につき同一状態でシャッター4回までを1点と数えるものとする。</p> <p>別表2</p> <p style="text-align: center;">原フィルム等の使用に係る利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 単片フィルム (デジタルデータを含む。)</td> <td>1点につき <u>3,300円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利 用 料	1. 写真撮影	(1) 単片フィルム 1点につき <u>4,400円</u>	(2) マイクロフィルム 1点(件)につき 50コマまで <u>4,400円</u> 50コマを越える場合は 50コマごとに <u>2,200円</u>	2. テレビカメラ、ビデオカメラによる撮影等 1点につき <u>5,500円</u>	区 分	利 用 料	1. 単片フィルム (デジタルデータを含む。)	1点につき <u>3,300円</u>	<p>〔省略〕</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 利用料の額は、別表1及び別表2の定めるところによる。ただし、復刻出版等、館長がこれによりがたいと認めるときは、当該利用の性質等を勘案して利用料の額を別に定めることができる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表1</p> <p style="text-align: center;">写真撮影等に係る利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 写真撮影</td> <td>(1) 単片フィルム 1点につき <u>4,320円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) マイクロフィルム 1点(件)につき 50コマまで <u>4,320円</u> 50コマを越える場合は 50コマごとに <u>2,160円</u></td> </tr> <tr> <td>2. テレビカメラ、ビデオカメラによる撮影等 1点につき <u>5,400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(消費税額を含む。)</p> <p>備考 単片フィルムによる写真撮影の場合は、資料等1点につき同一状態でシャッター4回までを1点と数えるものとする。</p> <p>別表2</p> <p style="text-align: center;">原フィルム等の使用に係る利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 単片フィルム (デジタルデータを含む。)</td> <td>1点につき <u>3,240円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利 用 料	1. 写真撮影	(1) 単片フィルム 1点につき <u>4,320円</u>	(2) マイクロフィルム 1点(件)につき 50コマまで <u>4,320円</u> 50コマを越える場合は 50コマごとに <u>2,160円</u>	2. テレビカメラ、ビデオカメラによる撮影等 1点につき <u>5,400円</u>	区 分	利 用 料	1. 単片フィルム (デジタルデータを含む。)	1点につき <u>3,240円</u>
区 分	利 用 料																						
1. 写真撮影	(1) 単片フィルム 1点につき <u>4,400円</u>																						
	(2) マイクロフィルム 1点(件)につき 50コマまで <u>4,400円</u> 50コマを越える場合は 50コマごとに <u>2,200円</u>																						
	2. テレビカメラ、ビデオカメラによる撮影等 1点につき <u>5,500円</u>																						
区 分	利 用 料																						
1. 単片フィルム (デジタルデータを含む。)	1点につき <u>3,300円</u>																						
区 分	利 用 料																						
1. 写真撮影	(1) 単片フィルム 1点につき <u>4,320円</u>																						
	(2) マイクロフィルム 1点(件)につき 50コマまで <u>4,320円</u> 50コマを越える場合は 50コマごとに <u>2,160円</u>																						
	2. テレビカメラ、ビデオカメラによる撮影等 1点につき <u>5,400円</u>																						
区 分	利 用 料																						
1. 単片フィルム (デジタルデータを含む。)	1点につき <u>3,240円</u>																						

<p>2. マイクロフィルム（デジタルデータを含む。）</p>	<p>1点(件)につき 50コマ(カット)まで <u>3,300円</u> 50コマ(カット)を越える場合は50 コマ(カット)ごとに <u>1,650円</u> (消費税額を含む。)</p>	<p>2. マイクロフィルム（デジタルデータを含む。）</p>	<p>1点(件)につき 50コマ(カット)まで <u>3,240円</u> 50コマ(カット)を越える場合は50 コマ(カット)ごとに <u>1,620円</u> (消費税額を含む。)</p>
<p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この要項は、令和元年10月1日から施行する。</p>		<p>[省略]</p>	